

住民登録に関する届出 ～届出は区民課または各支所へ～

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (本市に越してきた方)	転入をした日から 14 日以内	本人または 世帯主ほか	●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行されている場合） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合） ●国民年金手帳（加入者） ●介護保険受給資格証（受給者）
転出届 (本市から越される方)	転出する前 (1 か月前から 受け付けます)		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●印鑑登録証（印鑑登録している方） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
転居届 (市内で越された方)	転居をした日から 14 日以内		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）

- 届出には本人が確認できる証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。
- 住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きが必要な場合があります。
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。

マイナンバーカードがあれば

マイナポータル
から

市外への転出届の手続きがオンラインでできます

必要な
もの

- 電子証明書が有効なマイナンバーカード
- マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン、またはパソコン

※パソコンでの利用には、ICカードリーダライタが必要です。

※市外への転出届は郵送でも提出できます。

さいたま市 転出届



窓口混雑緩和
のためご協力
をお願いします



詳しくは、各区区民課、又は区政推進部(☎829・1833、FAX 829・1992)へ。

広告

公益財団法人

青葉園

ふるさとのお墓をお引越ししませんか？
お墓のお引っ越しのご相談を承ります

「墓地」購入は ☎048-623-2111

所在地:〒331-0052 さいたま市西区三橋 5-1505

墓地経営許可:埼玉県・32 指令公衛収第1043号 / 宗旨・宗派・宗教不問

広告

マンション
管理士と
学ぶ！

マンション管理・大規模修繕カレッジ

NPO 法人

ジービーエス

マンションGPS

マンションのお悩みご相談ください！

長期修繕計画
の見直し

管理組合
問題

大規模
修繕工事
の不安

毎月無料セミナー開催中！

次回 4/12 5/10 6/14

浦和ワシントンホテル 3F
プリムローズ

10:00～12:00

セミナーへのご参加は事前にお電話
いただくとスムーズにご案内できます！

マンションサポーター
(管理員の仕事)
に挑戦して
みませんか？

NPO 法人 マンション GPS

マンションGPS

TEL.048-254-7622

埼玉県川口市西青木 2-1-4-1203

当法人は、管理組合の皆様へマンション運営に関するセミナー等の活動を行う団体です。

